

一般社団法人情報通信技術委員会における著作権の取扱い

理 事 会
制 定：平成 17 年 5 月 26 日
最近改正：平成 24 年 2 月 23 日

1. TTC 著作物の著作権

- (1) 一般社団法人情報通信技術委員会（以下、「TTC」という。）は、標準または仕様書及びその翻訳（以下、合わせて「TTC 著作物」という。）を作成するために TTC 会員（以下、「会員」という。）から提出された各種文章や図表等の資料（以下、合せて「当該資料」という。尚、プログラム等のソフトウェア著作物は会員からの特段の意思表示がない限り当該資料に含まれない。）の全部または一部を利用して TTC 著作物を作成し、かかる TTC 著作物を自ら利用すること及び TTC 著作物の利用を第三者に許諾することについて、いかなる制限も受けないものとする。尚、利用とは複製、翻訳、翻案、公衆送信、そのほか著作権法に定める著作権が対象となる行為をいう。
- (2) 会員は、TTC 著作物の著作者は TTC であると判断することに同意する。また、TTC 著作物に利用された当該資料について、会員はその著作権を保持するものとするが、TTC 著作物の利用について、TTC 及び TTC が許諾した第三者に対して一切の権利主張（著作者人格権も含む。）を行わないものとする。
- (3) 当該資料を提出した会員は、当該資料を TTC に提出することにより前 2 項の条件を承諾したものとする。
- (4) 当該資料において、第三者の著作物が引用される場合は、当該資料を提出する会員はその出典を明示しなければならない。また、TTC 著作物において、第三者の著作物を引用する場合は、その出典を明示しなければならない。
- (5) 当該資料において、第三者の著作物が利用される場合（引用を除く。）は、当該資料を提出する会員は当該著作物について(1)および(2)の条件を満たすように当該第三者からの利用許諾を得るものとする。

2. TTC 著作物の利用

- (1) TTC 著作物を利用しようとする者は、あらかじめ TTC の許諾を受けなければならない。但し、引用等、著作権法が著作者の許諾なく利用できることと定める行為についてはこの限りでない。

- (2) TTC 著作物を利用しようとする者は、あらかじめ次の事項を記載した利用申込書を TTC 理事長宛に提出し、その利用の許諾を求めなければならない。
- 1) 氏名（法人等にあつては、その名称）
 - 2) 住所
 - 3) 利用しようとする TTC 著作物
 - 4) 利用目的
 - 5) 利用形態
- (3) TTC 理事長は、前項の利用申込書を受け取ったときは速やかに審査し、その結果を回答するものとする。
- (4) TTC 理事長は、利用の許諾をするときは以下の条件を付与するものとする。
- 1) TTC 著作物の著作権は TTC が保有する旨を記載すること。
 - 2) TTC 著作物の利用に当たって第三者から著作権その他の知的財産権について権利主張を受けても、TTC は何ら責任を負わないこと。
- (5) TTC 理事長は、TTC 著作物の利用が TTC 標準等の普及に貢献しかつ公益に資すると判断される場合には、無償で利用を許諾することができる。

附則：（平成 17 年 5 月 26 日 理事会制定）

附則：（平成 24 年 2 月 23 日 理事会改正）

この改正は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。